

令和6年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R6	4	8	兵庫県知事 (3)第300327号	有限会社AZ/TEC	兵庫県	宝塚市	指示	—	専任取引士が約2年間に亘り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R6	4	11	兵庫県知事 (6)第10185号	神戸興産株式会社	兵庫県	神戸市	免許取消	—	代表者が法第5条第1項第5号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第1項第1号に該当する。
R6	5	28	兵庫県知事 (1)第12393号	株式会社Anyway	兵庫県	神戸市	指示	—	専任取引士が1年以上に亘り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R6	8	8	兵庫県知事 (7)第9921号	不動産商事気学堂	兵庫県	神戸市	業務停止	11日	土地売買契約における重要事項説明において、一部事実と異なる記載を行い、また法令に基づく制限を受けることについての記載不備及び説明不備があった。このことは法第35条第1項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R6	8	15	兵庫県知事 (4)第401221号	有限会社一興開発	兵庫県	加古川市	免許取消	—	取締役が法第5条第1項第5号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第1項第3号に該当する。
R6	9	13	兵庫県知事 (11)第201132号	株式会社河原工務店	兵庫県	伊丹市	指示	—	専任取引士が約8か月に亘り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R6	9	25	兵庫県知事 (2)第11700号	ウェルインサイドホールディングス株式会社	兵庫県	神戸市	免許取消	—	専任の宅地建物取引士設置について、令和3年6月29日から計3回にわたり、法第72条第1項に基づく報告を求めたが、正当な理由なく報告命令に従わなかったため、令和4年2月25日から3月11日にかけて15日間の業務停止処分を受けた。その後も令和4年11月9日から計4回にわたり、法第72条第1項に基づく報告を求めたが、正当な理由なく報告命令に従わなかった。 このことは、法第72条第1項の規定に違反し、法第65条第2項第4号の規定に該当するところ、被処分者が業務停止処分後も同様の違反を繰り返したことは、情状が特に重いため、法第66条第1項第9号に該当する。
R6	10	11	兵庫県知事 (13)第200209号	株式会社住宅センター	兵庫県	宝塚市	指示	—	事務所の所在地を変更したにもかかわらず、30日以内にその旨を届け出なかった。このことは法第9条に違反する。

令和6年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
R7	1	6	兵庫県知事 (1)第300624号	有限会社ars	兵庫県	伊丹市	指示	—	専任取引士が6か月以上に亘り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R7	3	10	兵庫県知事 (5)第401122号	有限会社Another Gate Opener	兵庫県	神戸市	業務停止	15日	営業実態及び事務所の適格性を確認するため、令和6年8月20日から計3回にわたり、法第72条第1項に基づく事務所立入検査を実施しようとしたが、事前連絡なく不在とし、正当な理由なく忌避した。また、令和7年1月30日には、法第72条第1項に基づく報告を求めたが、正当な理由なく応じなかった。このことは、法第72条第1項の規定に違反し、法第65条第2項第4号の規定に該当する。
R7	3	26	兵庫県知事 (6)第203209号	株式会社ハウジングネットワーク	兵庫県	西宮市	指示	—	不動産売買契約において、住宅が接道要件を満たしていないにも関わらず、重要事項説明書に接道要件を満たす旨の記載をし、所属の宅地建物取引士をして記名押印させ交付を行った。このことは法第35条第1項第2号の規定に違反し、法第65条第2項第2号による業務停止7日に該当するが、買主に金銭的損害がないことから、法第65条第1項により指示処分とする。
R7	3	26	兵庫県知事 (4)第203975号	株式会社アクロス	兵庫県	西宮市	指示	—	不動産売買契約において、住宅が接道要件を満たしていないにも関わらず、重要事項説明書に接道要件を満たす旨の記載をし、所属の宅地建物取引士をして記名押印させ交付を行った。このことは法第35条第1項第2号の規定に違反し、法第65条第2項第2号による業務停止7日に該当するが、買主に金銭的損害がないことから、法第65条第1項により指示処分とする。
R7	3	26	兵庫県知事 (3)第204082号	株式会社RSハウジング	兵庫県	西宮市	指示	—	不動産売買契約において、住宅が接道要件を満たしていないにも関わらず、重要事項説明書に接道要件を満たす旨の記載をし、所属の宅地建物取引士をして記名押印させ交付を行った。このことは法第35条第1項第2号の規定に違反し、法第65条第2項第2号による業務停止7日に該当するが、買主に金銭的損害がないことから、法第65条第1項により指示処分とする。